#### 白石町ゆうあい図書館雑誌有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白石町ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載要綱に定めるもののほか、ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載希望者の対象)

- 第2条 掲載希望者は、企業、商店、組織・団体等を対象とし、個人及び次の各号 に定めるものは対象外とする。
  - (1) 各種法令に違反しているもの
  - (2) 社会問題を起こしている業種や事業者
  - (3) その他、町長が不適当と認めるもの

(広告の掲載位置)

- 第3条 掲載する広告の規格及び位置は、別紙のとおりとする。
- 2 広告の内容は、半期毎に変更できるものとする。
- 3 雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(雑誌の選定)

- 第4条 掲載希望者は町が指定する「有料広告掲載対象雑誌リスト」の中から、希望する雑誌を選択するものとする。
- 2 広告掲載数は、雑誌1タイトルにつき1広告とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載期間の更新)

第6条 掲載期間満了の2か月前までに掲載中止の申し出がない場合は自動的に更 新するものとし、その後も同様とするものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実務に関して必要な事項は別に定める。

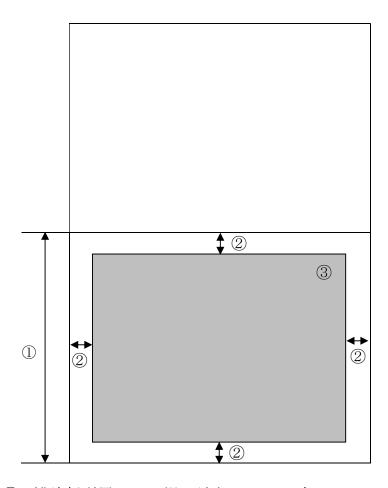
附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

# 別紙 (第3条関係)

# [雑誌新刊用カバー]

〈表面〉



- ① 雑誌新刊用カバー縦の長さの1/2以内
- ② 上下左右それぞれに余白1 c m以上を除く
- ③ 広告の右上に有料広告の表示を縦1cm×横2cm程度で明記する

# 別表(第5条関係)

#### 広告掲載料

階層区分	広告掲載料 (年額)
第1	6,000円
第 2	9,000円
第 3	12,000円

### 備考

- 1 各雑誌の広告掲載料は、町が指定する「有料広告掲載対象雑誌リスト」のとおりとする。
- 2 広告掲載期間が12月未満の広告掲載料は、12で除して得た額に掲載月数を 乗じて得た額とする。